

議案第12号

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

執行機関	事務
4 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

を

執行機関	事務
4 削除	
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

別表第2中

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票

		<p>関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報又は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又はひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>

		て規則で定めるもの
4 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当等関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報、中国残留邦人等支給関係情報、障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報、失業等給付関係情報、職業訓練受講給付金関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金等給付関係情報及び年金生活者支援給付金関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、

		<p>特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、難病患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による指定難病用支援者に対する証明に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 市長</p>	<p>ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、戸</p>

		籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 削除		
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

		<p>の法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、母子保健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当等関係情報、児童扶養手当等関係情報、小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報、失業等給付関係情報、職業訓練受講給付金関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金等給付関係情報及び年金生活者支援給付金関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

に改める。

別表第3中

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	四條畷市立なわてふれあ	市長	生活保護関係情報、地方

	い教室条例によるふれあ い教室の運営に関する事 務であって規則で定める もの		税関係情報又は住民票関 係情報であって規則で定 めるもの
2 教育委員会	児童及び生徒の就学の援 助に関する事務であって 規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方 税関係情報又は住民票関 係情報であって規則で定 めるもの

を

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	四條畷市立なわてふれあ い教室条例によるふれあ い教室の運営に関する事 務であって規則で定める もの	市長	生活保護関係情報、地方 税関係情報又は住民票関 係情報であって規則で定 めるもの
2 教育委員会	児童及び生徒の就学の援 助に関する事務であって 規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方 税関係情報又は住民票関 係情報であって規則で定 めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機 能による住登外者の情報 の管理に関する事務であ って規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であっ て規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中「4 市長」の項及び別表第2中「4 市長」の項の改正については令和7年7月1日から施行する。